

【国際船舶・港湾保安法による立ち入り制限について】

2001年9月の米国同時多発テロを契機に、2002年12月に海上人命安全条約(SOLAS条約*)が改正されたことに対応するため、日本でも「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保に関する法律」(略称:国際船舶・港湾保安法)が2004年(平成16年)7月から施行され、港湾施設の保安措置を行うことが義務づけられました。

(*SOLASとは:「Safety of Life at Sea」の略)

中城湾港管理所においては、金武湾・中城湾水域及び中城湾港(新港地区)埠頭の保安管理を行っており、**中城湾港(新港地区)西埠頭の制限区域においては、フェンスやゲート設置により制限区域内への立ち入り制限を行っています。**

当該制限区域には、港湾関係者など、あらかじめ許可を受けた方を除いて出入りすることはできません。

制限区域に正当な理由なく立ち入ることを防止するため、警備員による本人確認や車両検査などの措置を実施しています。

また、水域においても、外航船舶着岸時は正当な理由を有する場合を除き、当該船舶から30メートル以内への接近が禁止されています。

なお、上記以外の地区についても岸壁への立ち入りは荷役作業の支障となるばかりでなく、大変危険ですので、立ち入らないようお願いします。

港へ来訪される皆様方にはご不便をおかけいたしますが、立ち入り制限のない範囲で公共マナーを守ってお楽しみいただくよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

【制限区域】(別紙「制限区域の位置図」参照)

【制限区域の位置図】



拡大図

